

第1四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社マツモトキヨシホールディングス

(E03519)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
① 【株式の総数】	8
② 【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	8
① 【ストックオプション制度の内容】	8
② 【その他の新株予約権等の状況】	8
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	8
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	8
(5) 【大株主の状況】	8
(6) 【議決権の状況】	9
① 【発行済株式】	9
② 【自己株式等】	9
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
(1) 【四半期連結貸借対照表】	11
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	13
【四半期連結損益計算書】	13
【第1四半期連結累計期間】	13
【四半期連結包括利益計算書】	14
【第1四半期連結累計期間】	14
【注記事項】	15
【セグメント情報】	19
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月9日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
【会社名】	株式会社マツモトキヨシホールディングス
【英訳名】	Matsumotokiyoshi Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 清雄
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市新松戸東9番地1
【電話番号】	047(344)5110
【事務連絡者氏名】	管理本部 財務経理部長 西田 浩
【最寄りの連絡場所】	千葉県松戸市新松戸1丁目483番地
【電話番号】	047(344)5110
【事務連絡者氏名】	管理本部 財務経理部長 西田 浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期連結 累計期間	第12期 第1四半期連結 累計期間	第11期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (百万円)	137,469	144,564	558,879
経常利益 (百万円)	8,847	9,979	36,123
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	5,778	6,641	22,755
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	7,140	8,289	26,093
純資産額 (百万円)	188,552	209,983	204,871
総資産額 (百万円)	290,512	317,542	314,178
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	54.61	62.76	215.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	54.58	62.73	214.92
自己資本比率 (%)	64.9	66.1	65.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 当社は「役員向け株式報酬制度」及び「株式付与E S O P信託」を導入しております。1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益の基礎となる期中平均株式数は、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めております。

4. 当社は、平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日～平成30年6月30日)における日本経済の現状は、各種の景気指標においては改善の兆しが見られるものの、世界的な株価の変動、原油価格の動向、為替相場の状況、これら外的要因の影響も含めた消費マインドの変化など、先行き不透明感は依然として拭えず消費環境は厳しい状況で推移しました。

ドラッグストア業界におきましては、業種・業態を越えた競合企業の新規出店、商勢圏拡大に向けた新たなエリアへの侵攻、M&Aによる規模拡大、同質化する異業種との競争、それらが要因となる狭小商圈化など、我々を取り巻く経営環境は厳しい状況が継続しております。

このような環境の中、当社グループは、ローリングした中期的な戦略テーマとして「需要創造に向けた新業態モデルの構築」「オムニチャネルを起点としたCRMのさらなる進化」の2つを継続し、新たな戦略テーマとして「市場シェアの向上と強固な収益基盤の確立」を掲げ取組んでまいりました。

具体的には、エリアシェア拡大に向けた主要都市での至近距離出店、インバウンド需要獲得のための新たな立地への展開とともに、既存店における免税対応店舗の拡大(新店を含め554店舗(前期末比26店舗増))を図り、これら店舗から得られた各種データを活用することで立地・環境に合わせた最適な品揃えを実行してまいりました。

調剤事業の強化・拡大に向けた取組みとしましては、厚生労働省が進める「健康サポート薬局」の認可を受けた15店舗において地域医療連携を推進するとともに、調剤サポートプログラムの導入契約も順調に拡大しております。また、プライベートブランド(PB)商品に関しましては、日常的なアスリートを応援する当社管理栄養士監修シリーズとして「matsukiyo LAB アスリートライン」の展開を開始し、人気のエナジードリンクからはカロリーゼロの「EXSTRONG ZERO ENERGY DRINK(エクストロングゼロエナジードリンク)」を発売するなどPB商品の構成比拡大に努めてまいりました。

なお、これまで多くのデザイン賞を獲得した「matsukiyo」のトレットペーパーが、この度も世界最高峰のクリエイティブ賞である「D&AD賞」において、部門最高賞の「イエローペンシル賞」を、さらに、世界三大広告賞の一つ「The One Show」においてもメリット賞を受賞するなど引き続き、そのデザインにおいても高い評価をいただいております。



継続した取組みとしましては、KPI(グループの重要業績評価指標)管理による経営の効率化を図り、各事業会社の業績改善を推進するとともに、当社グループの強みとなる顧客接点数(ポイントカード会員/LINEの友だち/公式アプリのダウンロード数)の獲得に努め、その総数は延べ5,650万超まで拡大しました。

新たな取組みとしましては、本年4月30日よりNTTドコモの「dポイントサービス」を関東・東海・関西の店舗を中心に取扱いを開始しており、順次グループ各店に拡大しております。

海外事業としましては、中華人民共和国における越境ECやタイ王国での「マツモトキヨシ」店舗の展開も25店舗まで順調に拡大し、台湾におけるドラッグストア事業展開も、臺隆工業股份有限公司との合併会社である「台湾松本清股份有限公司(Matsumotokiyooshi (Taiwan) Limited)」を設立し、1号店の立地選定に向け各種の準備を進めており、インバウンドだけでなく国外においても外国人のお客様需要の獲得を図っております。

新規出店に関しましては、銀座エリアでのシェア拡大に向け「銀座みゆきAve. 店」、福岡県天神エリアでのシェア拡大に向けた「天神2丁目店」などの至近距離展開を図るとともに、空港における国際線ターミナル直営1号店となる「福岡空港国際線ターミナル店」のオープンなど、多彩なフォーマットで展開できるノウハウを生かし、グループとして17店舗をオープンしました。また、既存店舗の活性化を目的として「matsukiyo LAB」への業態変更を含め27店舗の改装を実施するとともに、不採算店舗14店舗の早期閉鎖など収益構造の改革を着実に進めております。その結果、当連結会計年度末におけるグループ店舗数は1,607店舗となりました。

(※タイ王国においてセントラル&マツモトキヨシリミテッドが運営する25店舗はグループ店舗数の総数に含まれておりません。)

なお、当社グループが注力しております社会貢献活動(CSR)に関しましては、第25回セルフメディケーションフォーラム「美と健康のエキスパートから学ぶ今日から始めるワタシ磨き」を開催し、多くのお客様のご参加をいただくなど、美しく健康であり続けたい方々を応援する取組みも実施してまいりました。

以上の結果、売上高1,445億64百万円(前年同期比5.2%増)、営業利益93億18百万円(同13.5%増)、経常利益99億79百万円(同12.8%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益66億41百万円(同14.9%増)となり、売上及び各利益とも、同期間における過去最高となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<小売事業>

この第1四半期は、期初から比較的天候には恵まれ高温で推移したものの、5月は低温傾向、6月は例年より早い梅雨入りと梅雨明けになったことで、春夏物のシーズン商品は月度によって好不調が分かれるかたちとなりました。しかし、新規出店、PB商品の拡販、改装による既存店の活性化、効率的かつ効果的な販促策の実行、KPI管理による経営の効率化等に努めることで収益は順調に拡大しました。なお、訪日外国人観光客の購買動向に変化はあるものの、その変化にきめ細かく対応した各種のマーケティング戦略、免税対応店舗の拡大なども奏功し、引き続きインバウンド需要や越境ECは好調に推移しております。

調剤事業に関しましては、薬価改定があったものの、引き続き既存店への調剤併設を含め、高い収益性を見込める物件を優先的に開局するとともに、技術料の獲得、健康サポート薬局として地域医療連携を深めるなどの各種施策により、処方箋応需枚数が増加したことで順調に伸長しております。

<卸売事業>

卸売事業は、小売事業同様にシーズン商品は好不調が分かれる展開となりましたが、フランチャイズ既存契約企業の新規出店、インバウンド需要の獲得により順調に拡大しました。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は1,391億92百万円(前年同期比5.1%増)、卸売事業46億16百万円(同9.4%増)、管理サポート事業7億55百万円(同3.1%減)となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べて33億64百万円増加して3,175億42百万円となりました。これは主に商品が29億75百万円増加したこと等によるものであります。

負債につきましては、17億47百万円減少して1,075億59百万円となりました。これは主に未払法人税が53億48百万円減少し、買掛金が29億21百万円増加したこと等によるものであります。

純資産につきましては、51億11百万円増加して2,099億83百万円となりました。これは主に、利益剰余金が34億62百万円増加したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、会社の支配に関する基本方針として、当社の経営権の主導に影響する買収として、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、これが企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような買収の中には、明らかに、企業価値及び株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、買付対象会社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、企業価値及び株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。

このような状況のもと、当社は、買収者に対し、株主の皆様のご判断に必要な事項についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるだけの十分な内容と時間を確保すること、また、買収者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保することが当社取締役会に課せられた重要な責務のひとつと認識しております。

以上の理由から、当社の更なる企業価値及び株主共同の利益の向上を図り、その取組みに全経営資源を集中させるためには、大規模買付行為やそれを前提とする買付提案を行う場合に関する一定のルールを定めておく必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 企業価値及び株主共同の利益向上に向けた取組み

当社グループは、昭和7年、松本清が千葉県松戸市に『松本薬舗』を創業して以来、当時薬局が主流だった時代に新たな「ドラッグストア業態」を浸透させ、長年に渡りドラッグストア業界を牽引してまいりました。現在も、当社グループは創業当時から受け継がれてきた『チャレンジ精神』を強みとして生かし、着実に事業成長を続けております。

当社グループの企業価値の源泉は、

- (i) 都心を中心とした好立地への多店舗展開と高い知名度・ブランド力
- (ii) 保有する顧客データと多様な顧客接点を融合させたCRM情報基盤
- (iii) 出店・販促・商品開発等に活用される高度なデータ解析ノウハウ
- (iv) 優秀な人材の確保・育成・定着を促し企業の成長を支える人材マネジメント
- (v) 将来の成長投資と株主還元を実現する健全な財務体質

にあると考えております。したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、このような当社グループの企業価値を支える源泉を中長期的な観点から育て、強化していくことが重要となります。

当社グループは、日本がこれから迎える超高齢化社会における当社グループへの期待、役割及び重要性を十分理解し“美と健康の分野になくはない企業グループ”を目指しております。その実現に向けて「美と健康の分野（ヘルス&ビューティ事業）への特化」、「ビッグデータの収集と利活用」、「マーケティング力のさらなる強化」を基軸として、企業価値及び株主共同の利益を向上させるべく、より一層邁進してまいります。

ロ. コーポレートガバナンスの強化に向けた取り組み

当社グループは、グループ経営理念に基づき、お客様だけでなく、株主様、従業員、お取引先様、地域社会などの、すべてのステークホルダーの皆様と長期的な信頼関係を構築し、“美と健康の分野になくてはならない企業”として社会に必要とされる企業グループであり続けるために、その基盤となるコーポレートガバナンスを充実させることを目的とします。

当社は監査役会設置会社として、株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

当社は、取締役9名のうち3名を社外取締役、監査役3名のうち2名を社外監査役としており、社外取締役3名、社外監査役2名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。

当社は、高い独立性が確保された独立役員が連携を図り、外部からの視点を取締役会や監査役会へ取り入れることにより、監督機能、監査機能や多様性を高めております。

当社は、この他、取締役の任期を1年として、取締役の使命と責任をより明確にしており、また、執行役員制度を導入し、企業経営における業務の執行と監督を分けて、取締役と執行役員の機能及び責任を明確にしております。

その他コーポレートガバナンス体制としては、職務執行の効率化を図るため、取締役、執行役員、常勤監査役で構成される経営会議を取締役会の下位会議体として設置し、グループ会社の管理・指導・助言を確実、かつ効果的に実施するために、グループ社長会を設置しております。

また、内部監査部門として内部統制統括室を設置し、監査役と充実した連携を図り、各部門及びグループ会社の業務に関する内部監査や内部統制体制を監視し、事業活動の適切性・効率性を確保し、有効な監査体制を構築しております。

なお、コンプライアンスとリスク管理においては、表裏一体の活動が必要と考え、当社及び当社グループのコンプライアンスとリスク管理の推進を図るため、コンプライアンス・リスク委員会を設置しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損させるものでないかについて、株主の皆様が必要かつ十分な情報と相当な検討期間に基づき判断することができるようにするため、大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。

直近では、平成30年5月21日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の一部を変更して継続すること（以下「本プラン」といいます。）を決議し、平成30年6月28日開催の第11回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

なお、本プランの詳細につきましては、平成30年5月21日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次の当社ウェブサイトにてご参照ください。

(<http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/CGI/news/view.cgi>)

④ 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社は、本プランの設計に際して、以下の点を考慮しており、当社の基本方針に沿い、企業価値及び株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ. 株主意思の反映

本プランにより対抗措置の発動をする場合は、原則として、株主総会の決議に基づき行われます。また、本プランは、本株主総会における株主の皆様からのご承認を条件として更新されます。本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会又は株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

そのため、本プランの継続及び対抗措置の発動について、株主の皆様のご意向が反映されるプランとなっております。

ロ. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）をすべて充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

さらに、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

ハ. 独立性の高い社外者の判断に従うことにより当社取締役会の裁量を排除

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、当社との間に特別の利害関係を有していない社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等から構成されるものとしております。

当社は、本プランの対抗措置の発動及び発動の中止については、独立委員会の勧告に従い、対応することといたします。これにより、当社取締役会の裁量を排除し、本プランの公正性を担保しております。

ニ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が当社の株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	109,272,214	109,272,214	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	109,272,214	109,272,214	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年4月1日～ 平成30年6月30日	—	109,272,214	—	22,051	—	22,832

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,298,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,951,700	1,059,517	—
単元未満株式	普通株式 22,014	—	—
発行済株式総数	109,272,214	—	—
総株主の議決権	—	1,059,517	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,300株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数23個が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、役員報酬B I P信託にかかる信託口が所有する当社株式33,100株(議決権331個)及び株式付与E S O P信託にかかる信託口が所有する当社株式115,200株(議決権1,152個)が含まれております。
3. 「単元未満株式」の欄には、自己株式が56株及び株式付与E S O P信託にかかる信託口が所有する当社株式20株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社マツモトキヨシ ホールディングス	千葉県松戸市 新松戸東9番地1	3,298,500	—	3,298,500	3.02
計	—	3,298,500	—	3,298,500	3.02

- (注) 役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が所有する当社株式は、上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年 3 月31 日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成30年 6 月30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51,618	50,979
受取手形及び売掛金	20,905	19,854
商品	69,778	72,754
貯蔵品	584	550
その他	22,908	23,237
貸倒引当金	△7	△8
流動資産合計	165,788	167,367
固定資産		
有形固定資産		
土地	40,647	40,647
その他	31,195	32,039
有形固定資産合計	71,843	72,687
無形固定資産		
のれん	6,677	6,442
その他	4,321	4,283
無形固定資産合計	10,998	10,726
投資その他の資産		
敷金及び保証金	36,425	36,397
その他	29,271	30,511
貸倒引当金	△149	△147
投資その他の資産合計	65,547	66,760
固定資産合計	148,389	150,174
資産合計	314,178	317,542

(単位：百万円)

前連結会計年度
(平成30年3月31日)

当第1四半期連結会計期間
(平成30年6月30日)

負債の部		
流動負債		
買掛金	65,612	68,534
未払法人税等	8,107	2,758
賞与引当金	3,553	1,913
ポイント引当金	2,616	3,120
資産除去債務	17	22
その他	13,243	13,840
流動負債合計	93,150	90,189
固定負債		
株式給付引当金	91	139
役員株式給付引当金	33	51
退職給付に係る負債	221	220
資産除去債務	6,935	6,970
その他	8,874	9,987
固定負債合計	16,156	17,369
負債合計	109,306	107,559
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,051	22,051
資本剰余金	23,024	23,024
利益剰余金	158,593	162,055
自己株式	△6,856	△6,854
株主資本合計	196,813	200,277
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,000	9,648
その他の包括利益累計額合計	8,000	9,648
新株予約権	57	57
純資産合計	204,871	209,983
負債純資産合計	314,178	317,542

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
売上高	137,469	144,564
売上原価	96,313	100,142
売上総利益	41,155	44,421
販売費及び一般管理費		
ポイント引当金繰入額	322	504
給料及び手当	10,620	11,082
賞与引当金繰入額	1,793	1,913
退職給付費用	239	246
地代家賃	7,840	8,355
その他	12,126	13,001
販売費及び一般管理費合計	32,942	35,103
営業利益	8,213	9,318
営業外収益		
受取利息	33	28
受取配当金	116	129
固定資産受贈益	158	157
発注処理手数料	240	259
その他	100	100
営業外収益合計	647	676
営業外費用		
支払利息	4	4
現金過不足	2	3
その他	6	7
営業外費用合計	13	15
経常利益	8,847	9,979
特別利益		
固定資産売却益	5	0
投資有価証券売却益	—	48
特別利益合計	5	48
特別損失		
固定資産除却損	72	103
店舗閉鎖損失	58	60
減損損失	24	36
特別損失合計	155	200
税金等調整前四半期純利益	8,697	9,827
法人税、住民税及び事業税	2,129	2,331
法人税等調整額	789	853
法人税等合計	2,919	3,185
四半期純利益	5,778	6,641
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,778	6,641

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
四半期純利益	5,778	6,641
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,362	1,647
その他の包括利益合計	1,362	1,647
四半期包括利益	7,140	8,289
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,140	8,289
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象とした新しい株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入に関する議案を平成28年6月29日開催の第9回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

当社は取締役を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P 信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を会社業績及び役位等に応じて、原則として取締役の退任時に交付及び給付するものであります。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度82百万円、33,100株、当第1四半期連結会計期間82百万円、33,100株であります。

(株式付与E S O P 信託)

当社は、平成28年8月10日開催の取締役会決議に基づき、当社及び当社のグループ会社の社員（以下、「社員」という。）に対する新たなインセンティブプランとして、「株式付与E S O P 信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。E S O P 信託とは、米国のE S O P 制度を参考にした従業員向けインセンティブプランであり、社員の役職や会社業績等に応じて、E S O P 信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を原則として退職時に交付及び給付するものです。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度286百万円、115,220株、当第1四半期連結会計期間283百万円、114,220株であります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分（投資その他の資産「その他」）に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分（固定負債「その他」）に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、効率的な資金調達のために前連結会計年度は取引金融機関15行と、当第1四半期連結会計期間は取引金融機関15行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
当座貸越契約の総額	34,000百万円	34,000百万円
借入金実行残高	—	—
差引額	34,000	34,000

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	1,632百万円	1,728百万円
のれんの償却額	293	234

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,649	50	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

(注) 「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,179	30	平成30年3月31日	平成30年6月29日	利益剰余金

(注) 1. 「配当金の総額」には、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 当社は平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割は平成30年1月1日を効力発生日としておりますので、上記の「1株当たり配当額」については当該株式分割後の金額を記載しております。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	85,933	46,535	12	4,206	780	137,469	—	137,469
セグメント間の 内部売上高又は振替高	1	6	93,533	—	3,330	96,872	△96,872	—
計	85,935	46,542	93,545	4,206	4,110	234,341	△96,872	137,469
セグメント利益又は セグメント損失 (△)	6,073	2,106	337	59	△151	8,425	△212	8,213

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失 (△) の調整額△212百万円には、のれんの償却額△279百万円及びセグメント間取引消去66百万円が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額24百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で8百万円、「その他小売事業」で16百万円、連結決算における消去・調整で△0百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	92,744	46,447	12	4,603	755	144,564	—	144,564
セグメント間の 内部売上高又は振替高	3	7	98,132	—	3,289	101,433	△101,433	—
計	92,748	46,455	98,144	4,603	4,045	245,998	△101,433	144,564
セグメント利益又は セグメント損失 (△)	7,256	2,110	378	63	△340	9,469	△150	9,318

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失 (△) の調整額△150百万円には、のれんの償却額△221百万円及びセグメント間取引消去70百万円が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額36百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で32百万円、「その他小売事業」で4百万円、連結決算における消去・調整で△0百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	54円61銭	62円76銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	5,778	6,641
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	5,778	6,641
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,815	105,826
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	54円58銭	62円73銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	58	54
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 1. 当社は「役員向け株式報酬制度」及び「株式付与E S O P信託」を導入しております。普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、「役員報酬B I P信託口」及び「株式付与E S O P信託口」が保有する当社株式(前第1四半期連結会計期間末155千株、当第1四半期連結会計期間末147千株)を含めております。

なお、当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間155千株、当第1四半期連結累計期間147千株であります。

2. 当社は、平成29年11月9日開催の取締役会決議により、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8 月 7 日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀 一英	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧野 恭司	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。